

# CBAMの対応状況

2025年12月

G Xグループ 地球環境対策室

# COPにおけるブラジル提案

- 11月7日のCOP首脳会合で、ブラジルは、「貿易と気候変動に関する統合フォーラム（IFCCT）」をローンチ。WTOとUNFCCCとも独立した場で、貿易と気候変動について議論をするフォーラムになる予定。
- また、ブラジルは「炭素市場統合のためのオープン・コアリション」の設立をCOP中のハイレベルイベントで発表。EU、中国、英国等が参加を表明した。

## IFCCT (Integrated Forum on Climate Change and Trade)

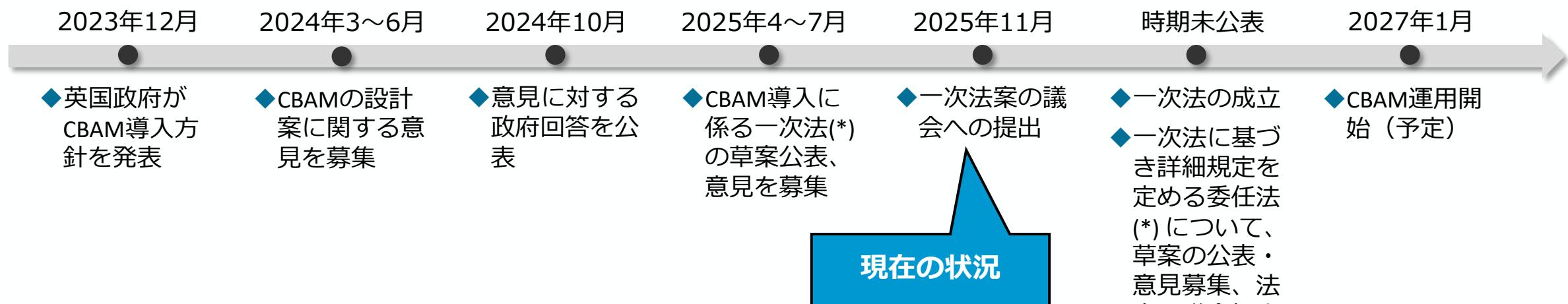
- ブラジル外務省主導。
- 貿易に関する炭素会計フレームワーク、技術移転協力等に関する議論をする見込み。
- チャタムハウスルールを適用。各国のコミットメントや、法的なポジションに影響する議論はしない。先進国、途上国のメンバーからなるエキスパートパネルを設置。
- フォーラムは3年を最初の期間として設置。
- WTOのCTE（貿易と環境委員会）でアウトカムを表明する可能性。

## 炭素連合 (Open Coalition for Carbon Market Integration)

- ブラジル財務省主導。
- 各国の排出量取引制度とそれを支える基準を統合するための提案をする見込み。
- 炭素連合はMITウォルラム教授の研究をベースとしており、先進国と途上国での炭素税率を変える構想が研究に含まれている。
- EU、中国が参加を表明。ブラジルはこの枠組みへの参加を引き続き各国に呼びかけている状況。

# UK-CBAMの状況について

- 11月26日、4月に実施された技術コンサルを踏まえて、一次法案の草案が公表。
- 2027年1月のCBAM導入時にはCBAM対象製品の生産に関する間接排出は含まれないことになった。  
(2029年まで延期)
- 報道によれば、英国はEUの炭素排出制度の整合性が取れるまでの措置として、EU-CBAMから一時的に免除されることを要求している。



\* CBAMの導入に向けては、制度概要を定める一次法（primary legislation）のほか、一次法の委任により制度の詳細を定める二次法・三次法（secondary and tertiary legislation）が制定される予定。

# 今後のスケジュール

- 2026年1月よりEU-CBAMは本格施行。他方で、未だに細則は不明な点が多く、コンプライアンスの具体的な手段も未定。
- 欧州委員会関税総局は26年1月以降、**CBAMルールのコンプライアンスについてウェビナーを開催予定**。
- 証書保持義務は**2027年9月**開始であり、欧州委員会はそれまでに事業者のコンプライアンス体制が確保されれば良いというスタンス。
- 第3国のカーボンプライシングの定義については、**2026年2月以降**公表予定。

